

安 全 方 針

渡船の運航の安全を確保するため、基本的な方針を次のとおり定める。

第1 渡船運航業務に従事する職員の安全に係る行動規範は次のとおりである。

- (1) 一致団結して輸送の安全確保に努め、人的要因に起因する輸送の中止及び遅延ゼロを目標とする。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び規程を遵守し、厳正忠実に職務を遂行する。
- (3) 事故、災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。

第2 輸送の安全確保のため、下記事項を実施する。

- (1) 陸上・海上輸送施設の的確な維持管理に努める。
- (2) 船舶職員を対象に安全教育等（機関等の知識教育含む）を実施する。
- (3) 安全に関する事項の協議及び周知を行うため各級会議を設置する。

第3 安全の確保のために確立され、実施されている手段及び方法（安全マネジメント態勢）を継続的に改善する。

令和 5 年 4 月 1 日
大阪市 建設局長 寺川 孝